

# 19世紀中葉イギリスの東アジア戦略における日本の位置づけ

——イギリス海軍司令長官スターリングの北東アジア観と函館港——

小風 尚樹

## 1. 序論

### (1) 課題設定

本稿の課題は、1854年に締結された日英協約に着目し、これを同時期にユーラシア大陸を横断する形で展開していた英露戦争の一局面と位置づけることによって、外交政策と海軍政策の双方の観点からイギリスの東アジア戦略の中で日本を捉え直すことである。

イギリスの東アジア戦略というのは明確に定義されるものでないにせよ<sup>1</sup>、イギリスが東アジア諸地域に対する政策を策定する上で、中国との関係は最優先に考えられていた<sup>2</sup>。そのため、日本に対する経済的・政治的関心は中国に比べて相対的に低かった<sup>3</sup>。しかし、当時のイギリスの政策は、清朝中国や日本に対して、それぞれ個別に対処しようとしていたわけではない<sup>4</sup>。日英関係の枠組みだけでなく、イギリス帝国史の文脈からも東アジア地域を俯瞰する分析視角が必要とされていると言えよう<sup>5</sup>。

まず、開国期の日本に関する先行研究に触れねばならない。1850年代における日英間の条約の内、1854年にイギリス海軍司令長官スターリングによって締結された日英協約は、極東においてロシアに対抗するための軍事的要請による帰結であって<sup>6</sup>、正当な外交的成果とは評価されてこなかった。それに対し、通商関係を結んだ1858年の日英修好通商条約が、19世紀における日英外交関係の始点として扱われてきたのである<sup>7</sup>。

この通説的な解釈を形成したのが、W・G・ビーズリーと石井孝による主張である<sup>8</sup>。

<sup>1</sup> 第一次アヘン戦争についても、「慎重に練った結果の政策ではなく、広東におけるイギリスの貿易が壊滅的打撃を受けることの懸念に対する性急な対応であった」のであり、東アジアに対する政策は場当たりの要素を多分に含んでいた (J. Darwin, 'Imperialism and the Victorians: The Dynamics of Territorial Expansion', *The English Historical Review*, 112 (447), (1997), p. 618)。

<sup>2</sup> J. Osterhammel, 'Britain and China, 1842-1914', in A. Porter (ed.), *The Oxford History of British Empire, vol. 3: The Nineteenth Century*, Oxford/New York, 1999, p. 146.

<sup>3</sup> 加藤祐三「幕末開国と明治維新期の日英関係」木畑洋一、イアン・ニッシュ、細谷千博、田中孝彦編『日英交流史 1600-2000 第1巻——政治・外交 I』東京大学出版会、2000年所収、73頁。

<sup>4</sup> 第一次アヘン戦争から日清戦争に至るイギリスの東アジア外交についての分析視角については、以下に示唆を受けた。小林隆夫『19世紀イギリス外交と東アジア』彩流社、2012年。

<sup>5</sup> 19世紀東アジア世界を俯瞰する視角は、前近代における中国を頂点とする朝貢体制に基づく階層的秩序の存在を前提としている。しかし、この秩序は定型化された静的なものではなく、中心・周辺間の双方の緊張関係を内包した動的なものとして捉えられるようになってきている (茂木敏夫「中華世界秩序論の新段階」『東京女子大学紀要論集』65-1、2014年、45-62頁)。

<sup>6</sup> ハーミッシュ・アイオン (ジョセフおよびマリコ・クラーク訳)「開国前後の日英軍事関係」平間洋一、イアン・ガウ、波多野澄雄編『日英交流史 1600-2000 第3巻——軍事』東京大学出版会、2001年所収、9-10頁；鶴飼政志「イギリスからみた日本の北方領域——1870年代の英露と日本」『北海道東北史研究』創刊号、2004年、18頁。

<sup>7</sup> 横井勝彦『アジアの海の大英帝国——19世紀海洋支配の構図』同文館、1988年、109-113頁；安岡昭男『幕末維新の領土と外交』清文堂、2002年、66-69頁；後藤春美「日英150年の政治外交関係」木畑洋一、秋田茂編著『近代イギリスの歴史——16世紀から現代まで』ミネルヴァ書房、2011年所収、219-237頁、など。

<sup>8</sup> W. G. Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan, 1834-1858*, London, 1951; 石井孝『増訂 明

両者の主張の背景に共通して存在する経済重視の姿勢が、日英協約の軽視につながっていると考えられる。

ビーズリーは日英協約について、貿易に関する条項が盛り込まれていなかったため、当時のイギリスの経済的関心からすると満足いく内容ではなかったと論じた。更に、日英協約は、スターリングが当時構想していたような太平洋にも及ぶイギリスの海洋帝国建設の足掛かりとしてではなく、後に正式な外交使節によって締結されるであろう通商条約のための土台としてしか時の外相クラレンドンが認識していなかったという点で、「イギリス外交の本流からの逸脱」であったと評価し<sup>9</sup>、電信が発達する以前の時代における、本国から遠く離れた海軍ステーションの司令官の自由裁量によって可能になった条約であると結論づけた<sup>10</sup>。この評価は、海軍政策を軽視し、自由貿易市場拡大のみをイギリス外交政策の本流と捉え、日本を貿易市場の一つとしてのみ捉えた場合のものである。しかし、当時のイギリスの東アジア戦略において最大の関心は英清貿易関係にあった。イギリスにとっての日本の軍事的意義も、その英清関係との関わりの中かでこそ考察されるべきであり、その場合、イギリスの海軍政策と外交政策の関連性が問われなければならない。イギリス外交の尖兵であったイギリス海軍について<sup>11</sup>、その役割を軽視するわけにはいかないのである。

石井の場合も、イギリスの自由貿易市場拡大の運動法則から日本の開国を捉えており<sup>12</sup>、日英修好通商条約が締結された 1858 年が考察の始点となっている。確かに石井は、国際情勢を踏まえ、当時の英露対立の構図に日本が巻き込まれたことを指摘しており、この点では経済的要因以外にも言及をしていると言える。その際、日本を英露対立の構図の中で捉える論拠として、日本とイギリスが条約を結んでいるという事実そのものが、日本に対するロシアの征服ないし併合を阻止するものであるという初代駐日総領事オルコックの見解を引用し、イギリスのロシアへの対抗という国際情勢の文脈で日英関係を捉える必要性を説いた<sup>13</sup>。

しかし、オルコックの言及した条約とは、彼が日本に赴任する契機となった 1858 年の日英修好通商条約のことであり、石井は、すでに日英協約の段階で、イギリスの対ロシア軍事戦略において日本が重要な役割を果たしていたことを指摘していない。

こうした日本史研究の文脈以外でも、イギリス帝国史家のギャラハとロビンソン以来の「自由貿易帝国主義」論の展開の中で<sup>14</sup>、日本が「非公式帝国」としてイギリスの経済的影響下に置かれたと説明されてきたが、そこでも 1854 年の日英協約は考察対象から欠落しているのである。

これら先行研究の問題点は、自由貿易市場拡大を基調とする外交政策と、極東におけ

治維新の国際的環境』吉川弘文館、1966 年。

<sup>9</sup> Beasley, *op. cit.*, p. 144.

<sup>10</sup> *Ibid.*, p. 200.

<sup>11</sup> G. S. Graham, *The China Station: War and Diplomacy, 1830-1860*, Oxford, 1978, p. 408.

<sup>12</sup> 石井前掲書、13 頁。

<sup>13</sup> 同書、88-89 頁。

<sup>14</sup> J. Gallagher & R. Robinson, 'The Imperialism of Free Trade', *The Economic History Review*, 2<sup>nd</sup> series, 6 (1953), pp. 1-15. また、帝国史の議論の蓄積については、以下に詳しい。秋田茂「帝国」近藤和彦編『イギリス史研究入門』山川出版社、2010 年所収、283-286 頁。

るロシアへの対抗策を講じる海軍政策とを、別個に捉えていることである。しかし、中国に対する貿易利益の保護という観点から両者を捉え直すと、これらはむしろ同じ方向性を志向するものとして解釈するのが妥当である。

## (2) イギリス海軍に着目する意義と本稿で扱う史料

本稿では、特にイギリス海軍東インドおよび中国ステーション司令長官スターリングの北東アジア観に着目することで、従来軍事的にしか評価されてこなかった日英協約を、イギリスの東アジア戦略の中で捉え直すことを試みる。海軍に着目する理由は、イギリス海軍の外交的・軍事的影響力が、パクス・ブリタニカを支える要石の一つであったからである。具体的には、海上貿易路の防衛や未知の海域の海図作成任務、軍事力の誇示により外交交渉を円滑化する「砲艦外交」の任務、帝国各地におけるイギリス商人の居留地防衛といった任務を海軍は担っており<sup>15</sup>、その役割は軍事的役割にとどまらず、外交的・経済的要素も含んでいた<sup>16</sup>。

特に東アジアでは、電信網が整備される 1870 年代まで、本国と現地との間の情報のやり取りには多大な時間を要したため<sup>17</sup>、交渉の進展などについては現地の政策担当者の個人的裁量が大きく認められていた。つまり、一口に「イギリス」と言っても、行動主体によってその関心の所在が異なり、本国との情報共有が行われる前に現場の政策担当者が判断を下さなければならない場合があった<sup>18</sup>。特に、初期の日英交渉にはイギリス海軍が携わっており、海軍の司令官たちは、同時に外交官でもある必要があり、交渉術が重要な技能として認識されていた<sup>19</sup>。こうした事情からも、イギリス海軍に焦点を当てる必要性が見えてくる<sup>20</sup>。

本稿では、ADM 125 を主な史料として扱う<sup>21</sup>。これは、1841 年から 1883 年までのイギリス海軍東インドおよび中国ステーションに関する報告書・訓令書が集成された史料であり、当管轄海域での任務およびステーション所属の艦船や、香港や横浜などのイギリス海軍施設のある諸寄港地の状況報告などが含まれており、日本では横浜開港資料館で複製本を閲覧可能である<sup>22</sup>。ADM 125 は、中国ステーション（1865 年以前は、東イン

<sup>15</sup> 横井前掲書、ii-iv 頁。

<sup>16</sup> こうした特徴から、近年、グローバルヒストリーの分野でもイギリス海軍の活動に着目する研究が見られる。例えば、D. Cannadine, *Empire, the Sea and Global History: Britain's Maritime World, c. 1760-c. 1840*, Houndmills, 2007 など。

<sup>17</sup> D・R・ヘッドリック（原田勝正、多田博一、老川慶喜、濱文章訳）『進歩の触手——帝国主義時代の技術移転』日本経済評論社、2005 年、99 頁。

<sup>18</sup> 例えば、1863 年における下関四国艦隊砲撃事件などは、本国外務省からの最終的な訓令を待たずして駐日総領事オルコックの裁量で行われたものであった（G. Fox, *Britain and Japan, 1858-1883*, Oxford, 1969, pp. 130-141）。

<sup>19</sup> J. D. Grainger, *The First Pacific War: Britain and Russia, 1854-1856*, Woodbridge, 2008, p. 7.

<sup>20</sup> 日英関係の分析に際し、外交関係の史料以外に、イギリス海軍省の史料も用いる必要性を説く指摘は、以下にも見られる。杉山伸也「東アジアにおける『外圧』の構造」『歴史学研究』560、1986 年、132 頁。

<sup>21</sup> イギリス海軍省史料の略称の意味は、以下の通りである。ADM: Records of the Admiralty, Naval Forces, Royal Marines, Coastguard, and related bodies; ADM 125: Admiralty, China Station, Correspondence (<http://discovery.nationalarchives.gov.uk/details/r/C1834>) (accessed 28 March 2015)

<sup>22</sup> 横浜開港資料館 HP より

ドステーションも含む)に特化したもので、本国海軍省からの訓令書および海軍省宛て報告書が年次順に集成され、各ナンバー巻頭に目次が付されている。したがって、海軍政策を中長期的なスパンで体系的に捉える場合にも有効な史料であり、管見の限り日本国内で閲覧できるイギリス海軍史料の内、1860年以前を分析対象とする場合、ADM 125を最も適切な史料として評価することが可能である<sup>23</sup>。

## 2. 対アジア経済関心と対ロシア軍事戦略的要請の密接な関連

### (1) イギリスの自由貿易市場拡大と対日経済関心

小林隆夫が指摘したように、19世紀におけるイギリスの東アジア政策について、「イギリス外交史および帝国史研究者はイギリス外交をもっぱら通商の拡大の試み、ないしは極東における英露対立の展開という視座から解明」しようとしてきた<sup>24</sup>。しかし、開国期の日本に関しては、これら経済的要因と軍事的要因は密接に関連していたのである。

まず経済的要因について述べたい。イギリスのアジア市場への進出の背景には、国内の経済的危機が存在した。19世紀前半におけるドイツ・フランス・アメリカ綿工業の発展によってイギリス産綿製品の需要が低下したため、イギリスは欧米市場に代わる代替市場として、インド・中国を主軸としたアジア市場に注目するようになった。1830年代のイギリス本国において、コブデンやブライトといった政治家から自由貿易の必要性が説かれるようになったのは、このような国内の経済危機を克服すべく外国市場を確保しなければならなかったからである<sup>25</sup>。そして、1840年代になり、第一次アヘン戦争に勝利したイギリスは、南京条約を締結して、自由貿易の窓口として五港を開港させた。

しかし、中国という巨大な市場を獲得しても、イギリスは更なる市場拡大を考えていた。例えば、1842年6月1日、庶民院においてディズレーリは次のように述べている。

我々がこれまで追求してきたよりも賢明な通商の仕組みを私はインドに対して期待しているが、特に東半球の中で、イングランドの海洋における活力にとって新たな市場を提供してくれるのは、中国およびその隣接するいくつかの王国と、東洋の諸島である。…この市場を中国、日本、シャム、朝鮮および他の王国にまで拡張すれば、それによってもたらされる結果は、通商に携わる同業者の大部分を当惑させるほどのものになるだろう。…さらに、我が国が貿易を行う国で、中国ほどリスクが少なく、また損失も少ない国などない。中国よりも持続的な性質を持つ我が国の市場などありはしないのであって、唯一その代わりとなるのは、市場を漸進的に拡

([http://www.kaikou.city.yokohama.jp/document/kaigai/gov-england\\_01.html](http://www.kaikou.city.yokohama.jp/document/kaigai/gov-england_01.html)) (2015年3月28日閲覧)

<sup>23</sup> 先行研究でも多く用いられてきた海軍史料として、ADM 1 (In-Letters to the Board of Admiralty) がある。これは中国ステーションに限らず各ステーションの司令長官および本国の各省から海軍省宛てに出された報告書や書簡であり、イギリス海軍の政策を考察する上での重要史料である。しかし、日本国内で閲覧可能な横浜開港資料館においては、収録年度が1860年からとなっており、本稿が中心的に分析する1850年代半ばの時期については閲覧できない。

<sup>24</sup> 小林前掲書、11頁。

<sup>25</sup> 熊谷次郎「自由貿易帝国主義とイギリス産業」秋田茂編著『イギリス帝国と20世紀 第1巻——パクス・ブリタニカとイギリス帝国』ミネルヴァ書房、2004年所収、29-33頁。

大きさせていくことだけである<sup>26</sup>。

したがって、中国市場を開放させてもなお、タイや日本といった周辺諸国へも市場を拡大していくべきであるという、拡張主義的な思想が見られたのであった。

しかし、イギリスの東アジア戦略は、常に中国との関係が重視されたのであって、対日貿易の開始は理想的と認識しつつも、日本に対して即時開国を求める必要性は感じられていなかった<sup>27</sup>。これには理由が二つ挙げられる。一つ目は、対日関係に充てる海軍力の不足という現実的な理由である。1845 年、貿易監督官デーヴィスが<sup>28</sup>、公式には初めて対日交渉計画を提案したが、その提案は海軍軍艦による護衛をもってイギリスの武力を誇示する「砲艦外交」が必須条件とされていた。しかし、1840 年代後半における英清関係は不安定であり、太平天国の乱の影響下で増加した欧米商船を対象とする海賊行為の取り締まりをはじめ、イギリス海軍の中国艦隊の任務は中国関連の任務に集中させられたため<sup>29</sup>、中国との関係を優先すべく、デーヴィスの対日交渉計画は延期されてしまった<sup>30</sup>。

二つ目は、そもそも日本に対する関心が低かったことが挙げられる。本国議会において対日貿易の重要性が外務省や商人たちに説かれはしたものの、対中貿易への期待に比べると、対日貿易は魅力的に映らなかった。外務省も日本の開国を望ましいものと認識してはいたが、日本の資源や、エリザベス 1 世治世期に行われていた対日貿易の乏しさに鑑みると、貿易の見通しは立てにくい、と考えられていたのである<sup>31</sup>。この関心の低さは、アメリカの対日関心と比較した場合にも明らかであった。地理的に見ても、アメリカにとって日本とは、蒸気船の石炭補給地点として、太平洋を横断して中国へ向かう重要なルート上に位置していたのに対し<sup>32</sup>、イギリスにとって日本はいずれの場所に向かうための経路ともみなされていなかったのである<sup>33</sup>。

<sup>26</sup> Hansard 1803-2005, <http://hansard.millbanksystems.com/> (accessed 28 March 2015), HD 01 July 1842 vol. 64 cc861-936, Distress of the Country, cc894-895. 間接話法で記された議事録を直接話法で訳出している。引用文は拙訳であり、以下同様である。なお、引用文中の [] 内は筆者註である。

<sup>27</sup> W. G. Beasley, 'The Foreign Threat and the Opening of the Ports', in M. B. Jansen (ed.), *The Cambridge History of Japan, vol. 5: The Nineteenth Century*, Cambridge, 1989, p. 264.

<sup>28</sup> 貿易監督官は、もともと中国におけるイギリス商人の監督役を担っていたが、後に対中外交を担う駐華全権大使を、香港占領後は香港総督を兼務することとなり、更には時として中国ステーションを管轄するイギリス海軍の司令官を兼務することさえあった。しかし、中国以外の国と戦争になった場合には、貿易監督官の代わりに海軍軍人が司令官となった（加藤祐三『黒船前後の世界』岩波書店、1985 年、223-224 頁）。

<sup>29</sup> Grainger, *op. cit.*, pp. 10-11.

<sup>30</sup> その後人事交代があり、貿易監督官デーヴィスの後継にはボナムが就き、外相はアバディーンからパーマストンに代わっていたが、この時期は中国への関心が増大する一方で、対日関心は減退していった（石井孝『日本開国史』吉川弘文館、1972 年、4-9 頁）。

<sup>31</sup> Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan, 1834-1858*, pp. 85-86.

<sup>32</sup> J. C. Perry, *Facing West: Americans and the Opening of the Pacific*, Westport, Connecticut, 1994, p. 81. アメリカにとっての日本の開港は、中国市場への中継拠点としてだけではなく、北太平洋の捕鯨産業の発展との関わりでも重要であった（後藤敦史「18-19 世紀の北太平洋と日本の開国」秋田茂、桃木至朗編『グローバルヒストリーと帝国』大阪大学出版会、2013 年所収、185-213 頁）。

<sup>33</sup> J・E・ホア（熱田見子訳）「不平等条約の時代——1858-1899 年の日英関係」木畑他編『日英交流史 第 1 巻』所収、123 頁。

以上のような理由から、イギリスはアメリカと比べて日本開国に対する意欲に乏しかったため、少なくとも開国から通商関係の締結にあたっては、アメリカが先鞭をつけたのであった<sup>34</sup>。当時のイギリス外相であったマームズベリも、日本と貿易ができるようになることは喜ばしいことだが、アメリカの成功を見届けてから、その恩恵にあずかれればよい、という認識を持っていた<sup>35</sup>。そして、1853年にペリーによって日米和親条約が締結されるに至ると、かねてから日本との通商関係の構築を外相に進言していた貿易監督官ボウリングは、海軍軍艦による護衛をスターリングに命じ、日本遠征を計画した<sup>36</sup>。

このように、イギリスのアジア市場に対する関心は、1830年代における国内経済の危機に端を発し、第一次アヘン戦争で中国市場に介入した後、拡張主義的な思想を背景として、日本へも及ぶものであった。確かに、この点において、イギリスの「自由貿易帝国主義」的海外膨張の影響を受け、1858年の日英修好通商条約締結後に日本が「非公式帝国」として組み込まれたという説明の体系は有効性を持つと言える。

しかし、これまで述べてきたような経済的要因だけでは19世紀中葉イギリスの東アジア戦略における日本の位置づけを十分に理解することはできない。こうした経済的関心の高まりと同時に、英露間の軍事対抗上の緊張関係が、ヨーロッパにおけるクリミア戦争によって顕在化し、その対立が中国市場をめぐる関心を背景に極東にまでも及んだことは、改めて強調されるべきである。なぜなら、この「極東における英露戦争」の影響で<sup>37</sup>、ボウリングの日本遠征計画は延期されてしまったからである。

## (2) 極東におけるイギリスのロシアに対する警戒

「極東における英露戦争」について、イギリス海軍の観点からアプローチする場合、東インドおよび中国ステーションというイギリス海軍の拠点に注目する必要がある。非常に広大な海域を管轄するこの海軍ステーションには<sup>38</sup>、1834年の東インド会社の貿易独占権撤廃に伴う中国市場への大量の自由貿易商人の参入、第一次アヘン戦争後の南京

<sup>34</sup> 開国間もない時期においては、アメリカが日本に対して強い影響力を持っていたが、1860年代には、南北戦争に忙殺されていたアメリカに対し、アロー戦争後の相対的安定期にあったイギリスとフランスが日本への影響力を強めた（加藤「幕末開国と明治維新期の日英関係」、75、85頁）。

<sup>35</sup> Beasley, *Great Britain and the Opening of Japan, 1834-1858*, p. 93.

<sup>36</sup> *Ibid.*, pp. 98-99.

<sup>37</sup> 従来は「極東におけるクリミア戦争」と称されてきた（e. g. J. J. Stephan, 'The Crimean War in the Far East', *Modern Asian Studies*, 3-3 (1969), pp. 257-277）が、イギリス海軍史家のランバートによれば、「クリミア戦争」の呼称は1890年代から用いられてきたものであり、海事資料協会（the Navy Records Society: イギリス海軍史関連の貴重な原史料を刊行する協会）が後（第二次大戦中）に刊行した秘密閣議資料においては、バルト海および黒海で行われた海軍の軍事行動は、「対露戦争（Russian War）」と表現されていたという（A. D. Lambert, *The Crimean War: British Grand Strategy against Russia, 1853-56*, 2<sup>nd</sup> ed., Ashgate, 2011, pp. 2-3）。しかし、今日の一般的な「クリミア戦争」という呼称によって、当時の対露戦争がより広範な規模で展開していたことに対する理解が妨げられているため、元来の「対露戦争」という呼称への回帰が必要であるという（*Ibid.*, p. 31）。この指摘を踏まえつつ、本稿ではより中立的に「極東における英露戦争」という呼称を用いる。

<sup>38</sup> 1835年段階では、アフリカ東岸からベーリング海、およびオーストラリア南方海域をその管轄としていたが、日英協約や天津条約、日英修好通商条約締結などを受け、東インドステーションの中でも、最重要海域としての極東海上に戦力を配備するため、1864年2月には中国・日本ステーションが分割して設置された。詳しくは、横井前掲書、155-157頁を参照。

条約による五港開港を経て、南シナ海を中心に戦力が配備されるようになり、香港が重要な拠点となっていた<sup>39</sup>。

1853 年、スターリングが東インドおよび中国ステーションの司令長官に任命された<sup>40</sup>。中国近海は海賊が絶えず精力的で脅迫的な活動を行っていた海域であったことに加え、ペリーによってアメリカに主導権を握られた対日交渉も当ステーションの懸案事項に含まれることとなり、スターリング指揮下のイギリス海軍は多忙を極めていた<sup>41</sup>。他方、ヨーロッパにおいては、中近東・バルカン半島をめぐる英露間の勢力争いが展開し、緊張が高まっていた。しかし、中近東・バルカン半島だけではなく、極東におけるロシアの動きについても、以前から警戒がなされていた。

ヨーロッパにおけるクリミア戦争勃発以前、イギリスはロシアの動きについて、インドやアフガニスタン、そしてトルコの征服を企図していると想像していた。ロシア海軍の配備に関しては、主力艦隊が黒海およびバルト海に駐屯していた一方で、小艦隊が中国北岸で活動していたのであった。ロシアの目的は、満洲を通じて南方への交通網の環を拡大、統合することであると認識されていた。主要な強国の中でロシアだけが、自国の領内から中国へ直接圧力をかけることが可能であった。中国は満洲の国境地帯において、インドと違い、防護の機能を果たす山脈を有していなかったからである。したがって、徐々にではあれ、ロシアは中国の中心部へ向かって侵攻することが可能であった<sup>42</sup>。

そもそも、ロシアの極東進出の意図は長きにわたって明らかになってきていた。すなわち、17 世紀末から、コサックや商人たちがアムール川の西岸を度々訪れており、19 世紀半ばになると、中国の許可無しにアムール川の河口を軍事拠点化したのである。それに加えて、デ・カストリー湾のシベリア沿岸に避難所を設けていたことや、小笠原諸島にもロシア海軍の根拠地を設ける準備をしているといった情報が報告されるようになると、イギリス海軍省は、もし日本が貿易のために開国をするようなことになった場合には「中央アジアとの巨大な交易路」をロシアに提供してしまうことになる、と判断した。これらの情報から、イギリス本国政府の役人たちの目には、ロシアが満洲に軍事拠点を設ける準備をしていると映った。そしてすでにロシアは日本近海で活動することが可能であり、タタール湾における足掛かりを強化することで、ロシアは北太平洋全体を手中に収めるための拠点をまさに設立中ではないか、と推測されていたのである<sup>43</sup>。

このように、極東におけるロシアの動きに対して、以前からイギリスは警戒をしていたのであった。つまり、従来「クリミア戦争」と呼称されてきた 19 世紀半ばの英露対立

<sup>39</sup> 同書、155-156 頁。

<sup>40</sup> スターリング (Sir James Stirling, 1791-1865) は、12 歳で海軍に入隊し、1820 年代におけるオーストラリア植民地の居住地開拓の基礎となった探検事業の功績で 1833 年にナイトに叙されたが、その後、オーストラリア総督としては成果を残せず、軍務に戻った。1840 年代における地中海海域での任務を経て、東インドおよび中国ステーションに海軍少将 (Rear Admiral. 訳語については、田所昌幸編『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』有斐閣、228 頁「ロイヤル・ネイヴィーの階級と配置」、を参照) として着任した (<http://www.oxforddnb.com/view/article/26532>, accessed 25 April 2015)。

<sup>41</sup> Grainger, *op. cit.*, pp. 14-15.

<sup>42</sup> Graham, *op. cit.*, p. 288.

<sup>43</sup> *Ibid.*, pp. 288-289.

は、黒海沿岸だけにとどまらず、中央アジアのアフガニスタン、インド、そして極東と、ユーラシア大陸を横断する形で広がっていたと理解されねばならない<sup>44</sup>。ヨーロッパにおける英露対立の緊張の高まりは、ユーラシア大陸をまたいで、極東におけるイギリス海軍のロシアに対する監視行動をも促すものであったとすることができよう。

しかし、極東におけるロシアの動きを監視するには、スターリング指揮下の東インドおよび中国ステーションのイギリス海軍は多忙すぎた。他にも、中国近海の高麗鎮圧、そして対日交渉に関する準備の任務が課されていたからである。そのため、イギリス海軍の太平洋艦隊もロシア海軍に対する監視行動の任務に就くことになった<sup>45</sup>。それら極東および太平洋海域におけるイギリス海軍に対して 1854 年 3 月 21 日にイギリス海軍省が下した訓令の内容は、太平洋海域においてロシア艦隊を発見するだけでなく、敵勢力が退避することのできるような、オホーツク海周辺および、カムチャツカにおけるロシアの拠点を破壊することであった<sup>46</sup>。

以上のように、「極東における英露戦争」は、ロシアの極東進出の動きに対する兼ねてからの警戒と、ヨーロッパにおける英露関係の悪化とが、ほぼ時を同じくして連動する形で顕在化したのであった。

### (3) 「極東における英露戦争」と日英協約締結

では、ロシア側の実際の動きはどうであったのか。(2) で論じたのはロシアの動向に対するイギリスの認識と対応であるが、それとロシアの政策の実態とは、区別して論じる必要がある。

端的に言えば、19 世紀半ば以降におけるロシアの極東政策には二つの方向性があった。すなわち、ロシア領アメリカ（現アラスカ）の経営を重視するか否かが焦点となっていた。1853 年 7 月に日露和親条約を締結したブチャーチンは、当時のロシア外務大臣であったネッセルローデに対し、条約締結の意図について、和親・通商関係の構築以外にも、アラスカへの途上における補給拠点として日本を位置づけていたのである。しかし、「極東における英露戦争」以後、ロシアの極東政策は、東シベリア総督ムラヴィヨフらが推進したように、アラスカを放棄して沿海州地域の経営に移行するようになった<sup>47</sup>。このように、19 世紀半ばのロシアの極東政策には二つの方向性がありながらも、日本はロシアにとって中継拠点としての意義を見出されていた点で共通している<sup>48</sup>。

ただ、「極東における英露戦争」の実態はと言えば、1854 年から 1856 年の間、極東において英露間の交戦は見られなかった。スターリングの部下であったエリオット提督率

<sup>44</sup> Lambert, *op. cit.*, pp. 10-20.

<sup>45</sup> 具体的には、サモアからハワイにかけての太平洋南東部と北極海までのアメリカ北岸を管轄する、プライス司令長官指揮下の艦隊である (Stephan, *op. cit.*, p. 261).

<sup>46</sup> *Ibid.*, p. 257.

<sup>47</sup> ロシアは、1860 年に北京条約で獲得した沿海州を根拠地とし、中国や日本との通商規模を拡大するために対馬占領などを行ったが、本稿ではこれ以上立ち入ることはしない。詳しくは、以下を参照。麓慎一「ボサドニック号事件について——ロシア海軍文書館所蔵 Φ410 O2 ㊦2385 を手掛かりに」『東京大学史料編纂所研究紀要』15、2005 年、190-192 頁。

<sup>48</sup> 麓慎一「日本開国期における帝政ロシアのサハリン島政策」『東京大学史料編纂所研究紀要』19、2009 年、117-126 頁。



いるイギリス海軍軍艦が、樺太南方の海域でロシア船を発見するも海図の不備から追跡できなかった事例などはあるにせよ<sup>49</sup>、相互に接触する機会は無かった。このため、ロシアに対するイギリスの懸念は結果として杞憂であったと評価することもできるが、極東におけるロシアの動向というのはイギリス海軍にとって軽視できる問題ではなく、監視の目を緩めるわけにはいかなかった<sup>50</sup>。つまりイギリスにとっての「極東における英露戦争」とは、ロシアに対して抱いていた心理的な脅威に基づく監視行動を意味する<sup>51</sup>。

こうした「極東における英露戦争」の影響で、(1) で述べた対日貿易の開始を目的とするボウリングの日本遠征計画は、頓挫することとなった。というのも、ボウリングから遠征の際の護衛を命じられていたスターリングは、中国近海におけるイギリス商船の保護を目的として、日本に赴くよう外務省と商務省から命じられたからであった。その目的のために、海軍本部はスターリングの最重要任務を、「ロシア艦隊を警戒し、可能ならばそれを攻撃すること」と定め、その上でスターリングは、日本が英露両国に対して等しく中立的態度を取る約束を取り付けようとしたのであった<sup>52</sup>。スターリングは、日本に赴いた理由について次のように述べている。

まず第一に、ロシア艦隊が前年の大半を過ぎた地域において、ロシア艦隊を発見する機会を設けるため、そして第二に、敵国が巡洋艦を整備、強化し、彼らの捕獲物を隠蔽するという目的で、日本の港および資源を活用することを防ぐ旨の協定を結ぶ機会を得るため<sup>53</sup>

このようにスターリングは、軍事戦略上の要請から日本に赴いた。これはすなわち、ボウリングによって企図されていた対日貿易を開始するための日本遠征計画よりも、対中貿易の既得権益に関わる「極東における英露戦争」が重視されたということである。したがって、日本に対する経済的関心は、より重要な中国に対する経済的関心に昇華され、その結果として日本には対ロシア戦略上の軍事的意義が見出されたと考えなければならない。

### 3. 北東アジアにおける対ロシア警戒と函館港の位置づけ

<sup>49</sup> B. Whittingham, *Notes on the Late Expedition against the Russian Settlements in Eastern Siberia; and of a Visit to Japan and to the Shores of Tartary, and of the Sea of Okhotsk*, London, 1856, pp. 83-117.

<sup>50</sup> Graham, *op. cit.*, pp. 292-294.

<sup>51</sup> 確かにこの時点で英露間に交戦が見られなかったとはいえ、この認識上の対立に基づく監視行動を「極東における英露戦争」と定義する有効性というのは、1860年代以降、つまりロシアが清朝から沿海州を獲得して以降、ロシア軍艦による対馬占領事件や、朝鮮へのロシア進出を阻む目的で1885年にイギリス海軍によって行われた巨文島事件などの前提として、その後の文脈も視野に入れて議論する際に立ち現れてくるものである（奥平武彦「クリミア戦争と極東」『国際法外交雑誌』35-4、1936年、41-42頁；Stephan, *op. cit.*, pp. 276-277）。

<sup>52</sup> 石井『日本開国史』、123-126頁。

<sup>53</sup> House of Commons Parliamentary Papers (以下、HCPPと略) Online, (Cd. 2077), pp. 3-4, Inclosure 1 in No. 1, Rear-Admiral Sir James Stirling to the Secretary of the Admiralty, 26 October 1854.

[https://gateway.its.u-tokyo.ac.jp/hss/DanaInfo=reo.nii.ac.jp+hcpp\\_searchdetail](https://gateway.its.u-tokyo.ac.jp/hss/DanaInfo=reo.nii.ac.jp+hcpp_searchdetail) (accessed 28 March 2015)

HCPP OnlineのURLは以下も同様である。

### (1) 「日本の中立性」が持った意味

ロシアに対する軍事戦略的要請から日本に赴いたスターリングにとっては、日本の港や資源を、イギリスが独占することはできないにせよ、それらをロシアに独占させないことが重要だった。スターリングをはじめとするイギリス海軍士官は、日本の中立性を保持するために、日本側の主張を尊重する姿勢を見せることとなった。

では、日本側の主張とはどのようなものだったのか。以下は、日英協約の交渉過程において、長崎奉行からスターリングに宛てた文書からの引用で、日本側の要求が読み取れるものである。

第1項——船舶を修理すること、および必需品を得ることのできる港を、提督殿[スターリング]が探しておられることは了解したため、長崎奉行は提督殿に対し、それらを取り計らう準備はあるが、奉行としては、戦争に関する問題はいかなるものでも受け入れることはできない。

第2項——これらの港[長崎、函館]を開くことを要求するに至った理由とは、英国とロシアとの間で現在行われている戦争である。しかし、日本は世界に敵国はおらず、戦争のために日本の港を開くことは、そうした敵国を作り出してしまうことになりかねない。ロシアだけでなく、他の国々までもが日本の敵国になり得るが、そのことは日本の人民にとって多大な苦痛と困難となるだろう。そして、全世界が平和と平静を享受すべきであると英国女王が切望しているため、もし万一日本で戦争の猛威が荒れ狂おうものなら、女王も大いに遺憾の念を抱くであろう。したがって、いかなる港も戦争の目的のために開くことはありえず、軍艦が隠れて入港することや、拿捕した船舶などを港にかくまうことは許されない。

第3項——第1項、第2項で列挙された見解にしたがって、今後開かれる港内においては、戦闘行為は許されない<sup>54</sup>。

つまり、開港を認めた日本側の主張としては、軍艦の修理や食料などの調達を認めるものの、戦争の目的で港を使用することは、日本に戦争の影響が波及する恐れがあるため認めないというものであった<sup>55</sup>。こうした日本側の要求を受け、日英協約第1項には、

肥前の長崎港および松前の函館港はイギリスの船舶に開かれることとなった。その目的は、船舶の修理、および新鮮な水と食糧、その他船舶の使用のために真に必要なとされるあらゆる類の補給品を供給することである<sup>56</sup>。

<sup>54</sup> HCPP Online, (Cd. 2077), pp. 4-5, Inclosure 6 in No.1, Minute of a Communication from the Governor of Nagasaki to Rear-Admiral Sir James Stirling, on the 9th of October, 1854 より抜粋して引用。

<sup>55</sup> エリオット提督が1855年4月に函館知事を訪問した際にも、日英協約の取り決めを互いに再確認した上で、日本近海でロシア船との交戦を避けることを函館知事に対して承諾した（金井圓編訳『描かれた幕末明治——イラストレイテッド・ロンドン・ニュース日本通信 1853-1902』雄松堂出版、1973年、22-24頁；東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書 十卷 安政二年三月中旬—同年四月中旬』東京大学出版会、1972年、74-75頁、「二四 三月十二日より十六日に至る英船館沖碇泊中日記」中の「三月十六日 応接之次第」）。

<sup>56</sup> HCPP Online, 1856, (Cd. 2014), Convention between Her Majesty and the Emperor of Japan, regulating

と記され、スターリングは日英協約について海軍省次官に報告するにあたって、10月26日付けの書簡の中で以下のように述べた。

本協約は、通商取引に関する規定のようなものは定めていないが、[日本という] 広大な帝国の政府や人民と [我々と] の間の友好的な理解を育む手段をもたらすものであり、戦時における日本の [英露に対しての] 中立性と友好関係は、日本近辺の海洋におけるブリテンの利害にとってきわめて重要な問題である<sup>57</sup>。

このような日本の中立性を重視するスターリングの姿勢は、日英協約締結後にも見られた。以下は、樺太における日露国境を画定した日露和親条約の内容について、日本領内においてロシア船と交戦を避ける名目でスターリングが函館知事に情報提示を求めた書簡である。

函館奉行竹内下野守殿に宛てた大将スターリングからの文書 [は以下の通りである]。ロシア条約の写し書きを、奉行が私 [スターリング] に与えないとなると、ウルップ島が日本に属するのか、ロシア領であるのかを知ることができない。その島がロシア領であれば、ウルップ島を奪うことは私の役目であるが、もし日本領であるというならば、ウルップ島を奪いたくはない。ロシアの条約を知らない、樺太島のどの部分が日本に属し、どの部分がロシアに属するのか、またロシアから奪ったのかということも、私にはわからないのである。適切な頃合いを見計らってロシア領を奪うことは私の考えである、ただし、日本の領地に到来してしまうことは私の本意ではない。このために、これまでに述べたことをはっきりとさせるために、条約の写し書き、ないしは樺太島の日本領はどの部分であるのかについての詳細な説明をしていただけるのであれば恐縮である<sup>58</sup>。

このように、日本領内および近海における英露間の交戦を望まない日本側の主張を、スターリングら海軍士官が尊重していたことが窺える。

しかし、日本を英露に対する中立国として維持しておくこと自体が、イギリス海軍にとって最大の目的であったとは考えにくい。むしろ、当時の英清関係にとっての日本の位置づけを捉えようとするれば、日本の中立性を保持することによって便宜を得ようとする、外交的なポーズであったと考えられるからである。この点について、次節で論じていこう。

---

the admission of British ships into the ports of Japan. Signed at Nagasaki, in the English and Japanese languages, 14 October 1854. また、当時の通訳事情から、日英双方で条約の内容に齟齬があったことが知られている。本稿で取り上げたものには関連しないため、深くは立ち入らないが、詳しくは以下を参照。三谷博『ペリー来航』吉川弘文館、2003年、207-217頁。

<sup>57</sup> HCPP Online, (Cd. 2077), p. 4, Inclosure 1 in No. 1, Rear-Admiral Sir James Stirling to the Secretary of the Admiralty, 26 October 1854.

<sup>58</sup> 東京大学史料編纂所編『大日本古文書 幕末外国関係文書 十二巻 安政二年六月上旬一同年九月上旬』東京大学出版会、1972年、10-11頁、「六 六月四日英国東印度及び近海艦隊司令官スターリング書翰 箱館奉行へ 得撫島並唐太島所属の件」。

## (2) イギリス海軍にとっての函館港の有用性

スターリングは日英協約締結後の批准書交換任務を終え、1855年11月8日付けの報告書で以下のように言及した。

本協約の文言によれば、日本が我々と同様の取り決めに結ぶこととなった合衆国およびロシアに対し、我々は彼らと同等の地位を得たにすぎないように思われるが、しかし実際にこれらの文言は、我々の海洋上の優越と合わせて考えるならば、我々にとって有利となるような立場を用意するものである。その立場というのは、ロシアや合衆国およびその他の劣った海洋国家が、我々と戦争をしたとして得ることのできるようなものとは、全く異なるものである。例えば昨夏、日本の港および資源は、我々の船舶に対する援助、休養および交通にとって自由に使えるものであって、その意味で日本はあたかもその付近の地域におけるイギリスの植民地であるかのようによいであった。そして、我々が軍事的優越を保持していたからこそ、日本の港や資源はロシアの船舶の自由になることはなかったのである…<sup>59</sup>。

つまりこの報告書では、機先を制して日本の港や資源をイギリスが使用することが、ロシアに対する牽制になるとして、日本の戦略的重要性に直接言及しているのである。

実際、1850年代後半における函館港の諸産物取引の様子を見てみると、食料品や陶器をはじめとする36品目の内、石炭の収益が最も大きく、安政4年から文久2年(1857～1862年)の間で4,315両の利益を上げており、これらは特に外国船への売買からもたらされるものであったということから<sup>60</sup>、イギリス海軍の蒸気軍艦にとって函館港が石炭供給能力を備えていたことは重要である<sup>61</sup>。というのも、東アジアにおけるイギリス海軍の石炭補給拠点は香港と上海のみであったため<sup>62</sup>、ロシアに対する監視行動を行うにあたって、函館港が地理的に有用であることは明らかだからである。

こうした函館港のインフラを利用しつつ、イギリス海軍は、特に間宮海峡への航行を頻繁に行い、ロシアの活動に関する情報を収集し、ロシアに対する監視を行っていたのであった<sup>63</sup>。函館港がイギリス海軍の拠点として有用であったことは、下表のように、1855・1856年における函館港への入港外国船の様相を見ても明らかである。アメリカは捕鯨船や商船の寄港が多い一方で、イギリスは軍艦のみが入港しており、かつロシア軍艦の入港数と比較しても、イギリス軍艦の寄港数をはるかに多い。これらのデータに加え、イギリス軍艦13隻の内、少なくとも4隻が蒸気機関を搭載していたことと<sup>64</sup>、

<sup>59</sup> ADM 125/1, 8 November 1855, Stirling to the Secretary of Admiralty, Ratification of Treaty with Japan.

<sup>60</sup> 函館市史編纂室編『函館市史通説編第2巻』函館古書籍商組合、1990年、114頁「表序——10諸産物等損益調」。

<sup>61</sup> 幕末における日本の石炭産業が、外国船への販売を目的として興ったことも想起されたい(杉山伸也「幕末、明治初期における石炭輸出の動向と上海石炭市場」『社会経済史学』43-6、1978年、565-587頁)。

<sup>62</sup> 横井前掲書154頁「東インド・中国ステーションの変遷」、157頁「イギリスの石炭補給線」。

<sup>63</sup> アイオン前掲論文、10頁。

<sup>64</sup> Barracouta, Encounter, Hornet, Styx が該当する。*The Navy List, the 20<sup>th</sup> June 1854, List of the effective ships, Royal Navy, with their present station.* なお、J. J. Colledge & B. Warlow, *Ships of the Royal Navy:*

表 1855・1856 年における函館港への入港外国船の内訳<sup>65</sup>

国名	船種	船舶数 (計)	乗組員数 (計)	入港回数 (計)
アメリカ	捕鯨船	11	383	12
	商船	7	217	10
	軍艦	4	285	5
イギリス	軍艦	13	2,550	48
フランス	軍艦	3	1,222	7
オランダ	軍艦	1	250	1
ロシア	軍艦	2	不明	2
ドイツ	商船	1	不明	1

函館港に石炭供給能力が備わっていたことに鑑みて<sup>66</sup>、ロシア軍艦に対する監視行動のためのイギリス海軍の拠点として函館港が機能していたことが窺えよう。

### (3) スターリングの北東アジア観

これに留まらずスターリングは、日本の港を拠点として押さえておくことが、中国における権益保護という観点からも意義のあることだと考えていた。1855 年 11 月 14 日付けの報告書の中でスターリングは以下のように述べた。

満洲は、中国を統治する民族の生誕地である。満洲は今なお、中華帝国軍の軍事力を構成する人々を輩出し、帝国政府における多くの文官を供給しているのである。実のところ満洲の保持というのは、中華帝国の国力の、真に基盤となるものなのだ。したがって満洲の喪失は、王朝および帝国の即時瓦解につながるであろう。…ロシアはすでに、公然とアムール川の左岸もしくは北岸の領域を併合したのである。そしてその細流をロシアの貿易のために開き、その河岸に軍隊の駐屯地や居留地を作ったのである。しかし、これらは予備的な措置にすぎない。ロシアの思惑が南方へ向けられているということは様々な状況によって示されている。すなわち、自国の領土内に必要とし、維持することすらできないほど多数の兵力を集結させたことや、アムール川南方 100 マイルに位置するデ・カストリー湾をひそかに占領したこと、日本との関係について分ち難い重要性を持つサハリン島における土地の権利の要求をしたこと<sup>67</sup>、我々の貿易に対する積極的な軍事行動からロシア海軍が撤退したこと、そして、ペトロパブロフスク、アヤン、オホーツクおよびアニワに

*The Complete Record of All Fighting Ships of the Royal Navy from the 15<sup>th</sup> Century to the Present*, London, 2006 では、簡潔な叙述を求めて、蒸気エンジンの有無が記されていない (*Ibid.*, p. ix)。

<sup>65</sup> 函館市史編纂室編前掲書、52 頁「表序——2 箱館入港外国船 (安政 2・3 年)」より抜粋。

<sup>66</sup> もちろん、石炭だけが重要だったわけではなく、水や食糧を得ることができる港の存在だけで、軍艦にとって価値のあるものと言えよう。

<sup>67</sup> この箇所は、‘by the Claim to a point individed interest with Japan in the Island of Sagalien’ と記されており、文法的に point と individed の関係性が明確でないが、サハリン島における土地を日本との関連性の中で言及していると解釈した。

おけるロシアの駐屯地を放棄したことである。こうした考察からは、ロシアが満洲の残された地域を併合しようと企図していることが明らかに連想されるのであり、そしてロシアはその計画の実行に際し、中国の無力な憤慨についても、ロシアの常備軍に対して何ら有効な抵抗の手立てがない満洲人自身についても、恐れるものは何もないということも明白である。先に述べた理由に基づき、ロシアがかの目的を視野に入れており、かつ当事者以外の国家からロシアの計画が反対されない限り恐らく達成されるであろうと仮定するならば、あとは、満洲を獲得することの真の意義が考慮されねばならないだけである<sup>68</sup>。

このように、報告書では、清朝の国力の基盤が満洲にあり、ロシアの満洲進出の意図は様々な状況証拠によって明らかであると警戒を強める中で、サハリン島の地政学的重要性を日本との関係性の文脈で言及している。つまり、満洲進出の足掛かりとしてサハリン島をロシアが領有しようとしていると、スターリングは認識していたのである。

さらにスターリングは、1855年12月14日付けの報告書で、ロシアが満洲進出の準備をしていることに対して改めて警戒を促した上で、以下のように述べた。

…アッティラやチンギス・ハンの軍勢と同じ規模だが遥かに強力な [ロシアの] 軍隊によって、中国との我々の貿易は台無しになるであろうし、インドさえも脅威にさらされてしまうだろう。

…満洲は東洋の海におけるトルコのような要衝であり、満洲をロシアのなすがままだにさせてしまうことによって最も壊滅的な結果が生じるであろうということ、およびロシアがすでに着手し始めた [満洲の] 併合事業にとって、ロシアは最も有利な境遇にあるということを確認する…<sup>69</sup>。

この報告書からは、満洲の重要性について改めて強調したことに加え、ロシアの満洲進出によって、イギリスと中国との間の貿易、そして植民地インドについても危険が及ぶことを警戒しているのである。

以上の報告書をまとめると、清朝の国力の基盤である満洲こそ、東アジアにおける英露対立の焦点となる地域であって、満洲をロシアに制圧されてしまえば、中国およびインドにおけるイギリスの権益を損なう恐れがあると認識されていた。そして、その満洲防衛の前哨地点として、ロシアが満洲進出の足掛かりとして位置付けていたであろうサハリン島付近の監視を含め、特に函館港は戦略的な重要性を見出されていたのであった。

#### 4. 結論

本稿の課題は、イギリスの「自由貿易帝国主義」的海外膨張との関連でこれまで経済的側面から説明されることの多かった日本開国期について、イギリスにとって「非公式帝国」が拡大した1858年の日英修好通商条約よりも、「極東における英露戦争」との関

<sup>68</sup> ADM 125/1, 14 November 1855, 'Memoir on the Maritime Policy of England in the Eastern Seas', enclosure in Stirling to the Secretary of Admiralty, 14 December 1855.

<sup>69</sup> ADM 125/1, 14 December 1855, Stirling to the Secretary of Admiralty.

連で締結された 1854 年の日英協約に着目することにより、経済的観点と軍事的観点を切り離さずにイギリスの東アジア戦略の中で日本を捉えようとするものであった。

もちろん、イギリスの自由貿易市場拡大を企図する経済的関心が存在し、日本とも貿易関係を結ぶ計画が進行していたことは事実である。しかし、そもそも日本市場に対するイギリスの期待は低く、中国市場の保全が最優先課題として認識されていたことに加え、ヨーロッパにおけるクリミア戦争に伴う英露対立の影響が極東にも及ぶにあたって、日本への経済的関心と、ロシアに対抗する上で日本に向けられた軍事戦略的要請とが、天秤にかけられることとなったのである。結果的に、日本との貿易関係締結は延期され、軍事戦略上重要な条項を含む日英協約が締結されることとなった。しかし、その背景には、中国における既得権益の保護という目的があったという点を忘れてはならない。

19 世紀半ばにおける英露対立の構図は、中近東・バルカン半島だけでなく、ユーラシア大陸を横断する形で広がっていたのであり、東アジアにおいては、特に満洲をめぐる勢力争いが焦点であるとイギリス海軍は認識していた。満洲は、清朝の国力の基盤を支える官僚や軍人を輩出する地域であり、ロシアが満洲を征服することになれば、中国やインドにおけるイギリスの権益も損なわれる危険性があると考えられていた。確かに、「極東における英露戦争」の時点では、ロシアが積極的に極東経営に注力しておらず、英露間の戦闘行為が見られなかったにせよ、イギリス海軍がロシアに対する監視の目を緩めるわけにはいかなかったのである。そして実際に石炭供給能力を備えていた函館港は、イギリス海軍にとって、満洲から樺太にかけての北方海域におけるロシア艦隊の動静を監視する拠点として機能することとなったのである。このことは、イギリス軍艦の函館港への頻繁な寄港によっても明らかであろう。

その一方、スターリングが函館知事との会見で、日本領内でロシア船との交戦を回避する旨の発言をしていたことは、函館港を対ロシア軍事戦略上の拠点として機能させるという積極的な姿勢とは相容れないように思える。しかし、スターリングが、交渉の場において日本を尊重する外交的ポーズを取りつつ、ロシア船に対する監視の目を光らせ続けたと考えれば、これらは決して矛盾するわけではない。むしろ、本国との交信に際して大きなタイムラグが生じるが故に、現地の政策担当者の個人的裁量が大きかった当時において、外交的手腕に長けた海軍軍人としてのスターリング像が浮かび上がってこよう。

以上より、満洲をめぐるイギリスのロシアへの警戒のための軍事的拠点として函館港が機能していたことから、1854 年の段階からすでに日本は、イギリスの対中国貿易利益の拡充を基調とする東アジア戦略の中に組み込まれていたとすることが可能である。したがって、函館港に見出されていた軍事的な重要性というのは、対中貿易利害と不可分な関係にあったのであり、従来のように日英関係の枠組みだけで論じるのではなく、東アジア地域に分析視角を広げ、経済的・軍事的観点を総合して日英協約を捉える必要があることを指摘し、本稿を締めくくりたい。